

事 務 連 絡  
令 和 6 年 4 月 2 日

各都道府県バス協会 専務理事 様

公益社団法人日本バス協会  
労務・安全部

自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導  
及び監督の実施マニュアルの一部改正について

標記について、国土交通省物流・自動車局安全政策課から、別添のとおり周知依頼  
がありました。

つきましては、傘下会員事業者へ周知をお願いいたします。

主な改正点

- ・ 概要版をリーフレット式に変更
- ・ 「2. 過労運転防止の為の留意点」における解説内容の一部更新...73p
- ・ 「2. 運転支援装置の性能及び留意点」における解内容の一部更新...98～107p
- ・ 「ⅩⅦ.貸切バスの添乗指導」の追加...106～111p

以上

担 当：労務・安全部 泉、池田  
(TEL) 03-3216-4015